⑹　島根労働局総務部総務課
〒690―0841 松江市向島町134―10松江地方合同庁舎５階　電話0852―20―7006
⑺　岡山労働局総務部総務課
〒700―8611 岡山市北区下石井１－４－１岡山第２合同庁舎３階　電話086―225―2011
⑻　広島労働局総務部総務課
〒730―8538 広島市中区上八丁堀６―30広島合同庁舎第２号館５階　電話082―221―9241
⑼　山口労働局総務部総務課
〒753―8510 山口市中河原町６―16山口地方合同庁舎２号館６階　電話083―995―0363
07四国ブロック
⑴　国立療養所大島青松園庶務課
〒761―0198 高松市庵治町6034―１　電話087―871―3131
⑵　四国厚生支局総務課
〒760―0019 高松市サンポート３―33高松サンポート合同庁舎４階　電話087―851―9565
⑶　徳島労働局総務部総務課
〒770―0851 徳島市徳島町城内６－６徳島地方合同庁舎４階　電話088―652―9141
⑷　香川労働局総務部総務課
〒760―0019 高松市サンポート３―33高松サンポート合同庁舎３階　電話087―811―8915
⑸　愛媛労働局総務部総務課
〒790―8538 松山市若草町４－３松山若草合同庁舎６階　電話089―935―5200
⑹　高知労働局総務部総務課
〒781―9548 高知市南金田１―39　電話088―885―6021
08九州沖縄ブロック
⑴　福岡検疫所総務課
〒812―0031 福岡市博多区沖浜町８－１福岡港湾合同庁舎４階　電話092―291―4095
⑵　那覇検疫所総務課
〒900―0001 那覇市港町２―11―１那覇港湾合同庁舎２階　電話098―868―8037
⑶　国立療養所菊池恵楓園事務部会計課
〒861―1113 合志市栄3796　電話096―248―1131
⑷　国立療養所星塚敬愛園事務部会計課
〒893―8502 鹿屋市星塚町4204　電話0994―49―2500
⑸　国立療養所奄美和光園庶務課
〒894―0007 奄美市名瀬和光町1700　電話0997―52―6311
⑹　国立療養所沖縄愛楽園会計課
〒905―1635 名護市字済井出1192　電話0980―52―8331
⑺　国立療養所宮古南静園庶務課
〒906―0003 宮古島市平良字島尻888　電話0980―72―5321
⑻　九州厚生局総務課
〒812―0011 福岡市博多区博多駅前３－２－８住友生命博多ビル４階　電話092―707―1115
⑼　福岡労働局総務部総務課
〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―11―１福岡合同庁舎新館５階　電話092―411―4747
⑽　佐賀労働局総務部総務課
〒840―0801 佐賀市駅前中央３－３―20佐賀第２合同庁舎４階　電話0952―32―7155
⑾　長崎労働局総務部総務課
〒850―0033 長崎市万才町７－１ＴＢＭ長崎ビル３階　電話095―801―0020
⑿　熊本労働局総務部総務課
〒860―8514 熊本市西区春日２―10―１熊本地方合同庁舎Ａ棟９階　電話096―211―1701
⒀　大分労働局総務部総務課
〒870―0037 大分市東春日町17―20大分第２ソフィアプラザビル３階　電話097―536―3211
⒁　宮崎労働局総務部総務課
〒880―0805 宮崎市橘通東３－１―22宮崎合同庁舎５階　電話0985―38―8820
⒂　鹿児島労働局総務部総務課
〒892―8535 鹿児島市山下町13―21鹿児島合同庁舎２階　電話099―223―8275
⒃　沖縄労働局総務部総務課
〒900―0006 那覇市おもろまち２－１－１那覇第２地方合同庁舎４階　電話098―868―4003

別記２　測量・建設コンサルタント等業務の付与数値
次の算式により算定した数値をもって付与数値とする。
①×３＋②＋③×５＋④
①　年間平均実績高
20億円以上　：30
10億円以上　20億円未満：25
５億円以上　10億円未満：20
１億円以上　５億円未満：15
１億円未満：10
②　自己資本額
自己資本額の数値は、自己資本額を年間平均実績高で除したものに100を乗じて得た数値に応じ、次の右の数値とする。
10以上　：30
５以上　10未満：20
５未満：10
③　技術力
技術力の数値は、業種区分ごとの有資格者の数をもって厚生労働省大臣官房会計課長が定めるところにより算出した数値に応じ、次の右の数値とする。
110以上　：30
65以上　110未満：25
40以上　65未満：20
15以上　40未満：15
15未満：10
④　営業年数
35年以上　：30
25年以上　35年未満：25
15年以上　25年未満：20
５年以上　15年未満：15
５年未満：10

別記３　業種区分及び予定価格の範囲
［掲載順序　業種区分　⑴数値：等級　⑵予定価格の範囲］
１　総合工事業者（建設業法別表の土木工事業又は建設工事業の許可を受けた者）
⑴　1,200以上　：A
1,000以上　1,200未満：B
800以上　1,000未満：C
800未満：D
⑵　Aは７億２千万円以上、Bは３億円以上７億２千万円未満、Cは６千万円以上３億円未満、Dは６千万円未満
２　専門工事業者（総合工事業者以外の者）
⑴　1,000以上　：A
800以上　1,000未満：B
700以上　800未満：C
700未満：D
⑵　Aは１億５千万円以上、Bは４千万円以上１億５千万円未満、Cは１千２百万円以上４千万円未満、Dは１千２百万円未満
３　測量・建設コンサルタント等業務
⑴　210以上　：A
140以上　210未満：B
140未満：C
⑵　Aは１千万円以上、Bは３百万円以上１千万円未満、Cは３百万円未満

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。
令和４年11月16日
国立大学法人福井大学財務部長　落合　祐二
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　18
○第１号
１　調達内容
⑴　品目分類番号　22、31
⑵　導入計画物品及び数量　高精度放射線治療システム　一式
⑶　調達方法　購入等
⑷　導入予定時期　令和６年３月以降
⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件
Ａ　高精度な照射を可能とする放射線治療システムであること。
Ｂ　治療計画用全身用Ｘ線ＣＴ装置を有すること。
Ｃ　放射線治療計画システムを有すること。
Ｄ　放射線治療情報管理システムを有すること。
Ｅ　放射線治療装置の精度を維持するために必要な周辺機器を有すること。
２　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。
⑴　資料等の提供期限　令和５年１月６日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提供先　〒910―1193 福井県吉田郡永平寺町松岡下合月23―３　福井大学財務部経理課　嶋津　美穂　電話0776―61―3111　内線3145
３　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。
⑴　交付期間　令和４年11月16日から令和５年１月６日まで。
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。